

# 勤務証明書

(西宮市立留守家庭児童育成センター利用申請用)

西宮市立留守家庭児童育成センター

## 記入見本

保護者名	西宮 太郎	西宮 港
児童との続柄	<input checked="" type="checkbox"/> 父親 <input type="checkbox"/> 母親 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母	育成センター名 西宮 育成センター

事業所の方へ  
こちらの書類は育成センター（学童施設）利用希望児童の保護者が就労を証明するための書類です。ご協力よろしくお願いします。

〒216-0001 西宮市寺町10-1  
65歳未満で、同居されている方すべての勤務証明書が必要です。  
現在、勤務していること、又は勤務が内定していることを証明します。

### 事業所記入欄

(自営業者を除き、保護者本人が記載した場合無効となります)

勤務場所 (実際の勤務場所)	所在地	西宮市〇〇町酒蔵通り1丁目2-3	単身赴任	<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 単身赴任中
	名称	〇〇株式会社 西宮営業所	電話番号	0798 (xx) 1212
勤務時間 <small>※変則勤務・シフト制は、全ての勤務パターンを記入してください。(別紙)</small>	平日	9時00分から17時15分(8時間15分)	勤務日数	(4.5日) / 週
	土曜日	9時00分から15時00分(6時間00分)		又は ( ) / 月
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 正社(職)員 <input type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> アルバイト <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 自営手伝い ( <input type="checkbox"/> 自宅内 <input type="checkbox"/> 自宅外 ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) <small>※自営・自営手伝いを選択した場合、( )に〇・休みに×</small>			
採用等年月日	20xx年 4月 1日付	<input checked="" type="checkbox"/> 採用 <input type="checkbox"/> 事業開始(自営業)	<small>出勤日数</small> 〇 月 〇 火 × 〇 木 〇 金 〇 土	
産休取得期間	月 日まで	産前・産後休暇及び、育児休業を取得されている場合は、期間を必ず記入してください。		
育休取得期間	月 日まで	(前月)		
就労実績	就労日数	21 日	22 日	20 日
	<small>※現に就労している場合は、証明年月日の前3ヶ月間(当月含む)の就労実績(日数)を必ず記入してください。                  ※当月の就労日数は証明年月日の前3ヶ月間の就労実績に、以降の就労予定日数を加えた日数を記入してください。                  ※有給休暇は就労日数に含まれません。</small>			

各曜日を平均した1日あたりの勤務時間を記入してください。(休憩時間含む)

勤務時間を記入してください。(休憩時間含む)

勤務日数、勤務曜日(〇・×)を記入してください。シフト制の場合シフト制欄に記入してください。

自営業の方は、主たる勤務地によってどちらかにチェックしてください。

採用された日付、及び採用予定日を必ず記入してください。自営業の方は、事業開始日を記入してください。

産前・産後休暇及び、育児休業を取得されている場合は、期間を必ず記入してください。

過去3ヶ月の、実際に勤務した日数を記入してください。また、当月については、勤務する予定日数を含めて、記入してください。(有給休暇を含みます)

〇〇株式会社  
取締役 酒蔵 栄  
会社印 〇〇株式会社

※自営業の方は、自筆で結構ですが、客観的な書類として(直近の確定申告書の写しか、税務署への開業届など)を併せて提出してください。

記入担当者 酒屋 電話番号 0798 (〇〇) 1212

押印なき場合は認められません。

職・名前欄と同じ場合は、同上でも構いません。

押印なき場合は認められません。

※ 上記の勤務内容については、事業所に直接確認してください。  
 ※ 自営業の方は、自営業を営んでいることがわかる書類(確定申告書の写しか、税務署への開業届など)を添付してください。

※ この用紙が不足する場合(父母以外の勤務証明が必要、2ヶ所以上で就労等)は、コピーして使用してください。